

秘

昭和十五年八月

MB9A14
2

人口政策要綱（第一次）

人口問題研究所

人口政策要綱（第一次）

凡ソ適正十全ナル人口政策ヲ確立シ以テ悠久ナル帝國發展ノ根基ニ培ハ
ンカ爲ニハ廣範圍ニ亘ル精密ナル科學的調查研究ノ結果ニ立脚セザルハ
カラザルハ言ヲ俟タズト雖、我が國現下ノ情勢ニ鑑ミレバ、人口増殖政
策ノ樹立ハ須臾モ緩セニスベカラザル現下喫緊ノ國家的要務ニシテ、其
ノ主要政策トシテ考慮スベキ事項概ネ以下ノ如シ

一 出產奨勵政策

(一) 家族賃銀（俸給）制度ノ確立

- (1) 有配偶者ニ對シ其ノ最低生活ヲ保障スベキ賃銀及俸給額ヲ定メ、
結婚シタル場合少クトモ此ノ定額迄ニ増額又ハ増俸スルコト（夫
妻共ニ賃銀又ハ俸給ヲ受クル場合ニハ夫ニノミ適用スルコト）
- (2) 子女數ニ應ジテ昇給率及昇給速度ヲ加減スルコト
- (3) 以上ノ制度ハ賃銀及俸給ノ統制ニ關スル法規ノ制定上考慮スルコ
ト

(4) 以上ノ制度ハ官廳及官營工場ニ於テ卒先之ヲ制定採用シ民間ノ經營ニ對シ之ニ準ズル制度ヲ採用スベキコトヲ勸奨スルコト

(5) 民間ノ經營ニ於テハ平準金庫制ヲ併セテ採用セシムルコト註(一)

(二) 結婚ニ関スル適正ナル機關ノ指導奨勵

(1) 民間企業及經營ニ於テ福利施設トシテ結婚斡旋機關ノ設置ヲ奨勵擴充シ、其ノ聯絡提携ヲ圖ルベキ適當ナル機關ヲ設クルト共ニ適正ナル指導監督ヲ行フコト

(2) 結婚相談所等公設ノ機關ヲ設置シ優生婚ノ指導奨勵ヲ圖リ、結婚ニ関スル設備ノ利用等ニ関スル便宜ヲ與ヘシムルコト

(三) 其ノ他ノ結婚奨勵政策

(1) 結婚ヲ延期阻害スル一切ノ雇傭條件ヲ排除スルト共ニ職業ノ爲女子ノ結婚ヲ延期阻害スルコトナキ様努メシムルコト

(2) 晩婚ヲ阻止シ適齡婚、就中女子ノ適齡婚(二十歳前後)ヲ奨勵ス

ルコト 註(三)

(3) 獨身税ヲ創設シ人口對策ニ要スル經費ノ財源ノ一トナスコト 註

(三)

(4) 結婚ニ伴フ費用ノ輕減ヲ圖ルコト

(四) 出產及育兒ノ保護

(1) 無料又ハ低廉ナル産院及乳兒院ヲ設置擴充スルコト

(2) 出產用衛生資材ノ配給ヲ確保スルコト

(3) 一定数以上ノ婦人労働者ヲ使用スル工場鉉山ニ對シテハ授乳所、

保育所、産院、乳兒院等ノ施設ヲ強制設置セシムルコト

(五) 多子家族ノ經濟的保護

(1) 家族貸銀(零給)制度ノ樹立普及(上掲)

(2) 多子家族ノ子女ニ對スル学用品ノ官公費支給及教育機關ノ授業料

免除又ハ減額

(3) 優良多子家族ノ優良ナル子女ニ對スル育兒獎勵金ノ交付

(4) 租税政策

所得税ノ扶養家族ノ控除ヲ更ニ多子累進タラシメ、多子家族ニ對スル相續税ノ減免ヲ行ヒ、特ニ地方税ニ於テモ多子家族ノ租税負擔輕減ヲ圖リ、無子税ヲ創設シテ人口政策費ノ財源ノ一タラシム

(六) 出産減退防止政策

- (1) 國民優生法第十五條及第十六條ノ趣旨ノ徹底ヲ圖ルコト
- (2) 避妊用品ノ製造販賣ノ原則トシテ之ヲ禁止スルコト（花柳病豫防ノ器具及藥品ハ避妊ニ利用セラレガル様適當ナル措置ヲ講ズルコト）

(3) 花柳病豫防及治療施設ヲ擴充スルコト

(七) 優生政策

- (1) 優生思想ノ啓蒙普及ヲ圖ルコト
- (2) 結婚相談所ヲ通シテ優生婚ノ指導奨勵ニ努ムルコト
- (3) 國民優生法ノ徹底ヲ期スルコト

二 死亡率改善・體力向上政策

(一) 全國都鄙別ニ厚生組織網ヲ確立シ死亡率特ニ乳幼児ノ死亡率低下及國民體位ノ向上ヲ圖ルコト

(1) 都市及農村ニ於ケル保健所及保育所等社會保健施設ノ普及徹底ヲ圖リ、之ヲ中心トシテ保健婦制度(社會保健婦)ノ擴充徹底ヲ期スルコト

(2) 國費及地方費ヲ以テ保健婦(社會保健婦)養成機關ヲ設置シ社會保健婦ノ大量養成ヲナシ、之ヲ市、町、村ニ配置スルコト 註四、

(五)

(二) 醫療機關ノ普及ヲ圖リ前項ノ厚生組織網ト協力シテ治療ノ外疾病豫防ニ努メシムルコト

(三) 工場鑛山保健施設ノ擴充ヲ圖ルト共ニ工場鑛山勞務者ノ過勞防止ニ努ムルコト等ニ少年勞働及婦人勞働ノ保護ヲ強化擴充スルコト

(四) 結核豫防及治療機關ノ擴充ヲ圖ルコト

(五) 環境衛生施設ノ改善、特ニ庶民住宅ノ供給改善ヲ圖ルコト
(六) 栄養改善施設ヲ勸奨助成スルコト特ニ小學校兒童ノ栄養食給與ヲ擴充スルコト

(七) 國民體育ノ奨励及心身鍛鍊ニ努ムルコト
(八) 國民體力管理制度ノ擴充強化ヲ圖ルコト
(九) 國民健康保險ノ擴充ヲ圖ルコト

三 人口再分布政策

(一) 大都市ノ膨脹ヲ阻止スルト共ニ大都市ニ綠地帶ヲ設置スル等大都市ノ弊害ヲ阻止スルコト 註(六)

(二) 極力工場學校等地方分散ニ努ムルコト

(三) 農村ニ於ケル租稅其ノ他一切ノ經濟的負擔ヲ極力輕減スルコト

四 精神運動及教育政策

以上述ベタル制度施設モ、國民が此ノ精神ヲ理解シ民族使命ノ重要性ヲ自覺シ熱意ヲ以テ國策ニ協力スルニ非カレバ其ノ效果ヲ發揮スルコト

ト難シ、是レ制度施設ト並行シテ精神運動ヲ起スノ必要アル所以ナリ
トス。精神運動ニ當リ特ニ必要トスルモノ左ノ如シ

(一) 啓蒙宣傳及組織

(1) 啓蒙宣傳ヲ組織的ニ行フコト

(2) 右ノ場合ニ於テハ特ニ左ノ點ニ留意スルコト

(1) 東亞新秩序建設テフ絶大ナル民族的使命達成ノ根本條件ハ良質
多數ノ人口ニ存スル所以ヲ明カニスルコト

(2) 人口増加ヲ阻止スル思想ノ艾除ニ努ムルコト

(3) 特ニ出産増加ニ重點ヲ置クコト

(4) 特ニ都市ニ於テ徹底ニ努ムルコト

(5) 特ニ知識階級ノ教化ニ努ムルコト

(二) 表彰

(1) 政府又ハ團體ニ於テ各種ノ適切ナル表彰ヲ行フコト

(三) 教育機關ノ改善及擴充

(1) 大和民族が民族接觸、民族鬭争ノ經驗ノ乏シキニ鑑ミ、教育機關ノ徹底的改善及擴充ヲ圖リ、諸民族協力以テ興亞ノ大業ヲ實現スベキ根基ヲ啓培スルコト

(2) 民族博物館ノ新設及擴充ヲ圖ルコト

(3) 外國及外地ニ於テ活動シ又活動スベキ中堅大和民族ノ養成機關ノ新設及擴充ヲ圖ルコト

(4) 高等女學校以上ノ女子教育機關ニ特ニ保健科ヲ設置シ保育保健ニ關スル知識及若干ノ技術ヲ授ケ併セテ婦人ノ國家的使命ヲ認識セシメ、卒業後ハ學生組織網ニ編入シテ保健婦ノ補助機關トシテ郷土ニ於テ社會的活動ヲナサシムルコト

註(一)

家族賃銀(又ハ俸給)トハ現時經濟上ノ原則トシテ賃銀又ハ俸給ハ專ラ
勤勞者本人ノ業績ニ依リ、本人ノ家族的負擔ノ如キハ之ヲ省ミザルニ反
シ、賃銀俸給ハ家族扶養ノ責任ニ應ジテ差別ヲ設ケントスルモノナリ(一
此ノ實施ノ方法トシテハ基本賃銀ノ外ニ家族ニ對スル手當ヲ加給スルヲ
通稱トス)。本制度ハ其ノ設定ノ動機ヨリスレバ

(一)單ナル福利施設タルモノ(歐洲戰前及現時ノ任意施設ハ概ネ之ニ屬
ス)

(二)物價騰貴時代ニ家族多キモノニノミ手當ヲ給シテ全般的ノ賃銀引上
ヲ防止セントスルモノ(歐洲戰時中獨逸其ノ他各國ニ行ハレタルモ
ノ)

(三)最低賃銀ノ決定ニ當リ、勞働者本人ノ賃銀ト家族手當トヲ分テ、以
テ賃銀支拂ヲ合理化セントスルモノ(濠洲及ニユーゲーランド)
等アルモ、現時ニ於テハ概ネ

(四) 人口ノ維持増加ヲ目的トスルモノトス（獨逸、伊太利、ハンガリー、スパーイーン、ベルギー、佛蘭西皆然リトス）。

本制度ノ形骸ハ(1)戰時勞働不足ノ時代(2)軍ナル福利施設程度ノモノ(3)官公事業(4)鐵道ノ如キ獨占業等ニ於テハ雇主ノ單獨負擔トスルコトヲ得ルモノ、廣ク一般私営事業ニ行ハントスルトキハ平準金庫制ニ依ルニ非レバ家族持勞働者ハ却ツテ排斥セラルル逆效果ヲ現ハス。之何レノ國ニ於テモ一般私営事業ニ家族手當ヲ強制スルトキハ平準金庫制ニ依ル所以ナリトス平準金庫ノ組織（佛國 *Caisse de Compensation* ト稱ス）ハ國ニ依リ區々ナリ。佛蘭西、ベルギーニ於テハ雇主ノ業務別又ハ地方別組合廣ク行ハルルモ、伊太利ニ於テハ國家、雇主及勞働者三者が分擔スルコト恰モ社會保險ト同様ノ制度ニ依ル。被傭者以外ニモ家族手當制度ヲ普及スルノ傾向ト共ニ漸次コノ社會保險類似ノ方法が普及スベシト思考セラル。獨逸ハ一九三五年公資金ニ依リ一定收入以下ノ者ニ對シ家族手當ヲ給シタリシが後失業金庫ノ資金ヲ其ノ財源トシタリ。近ク合理的ナル家族手

母ノ年齢	特殊出生率 ‰
15才	175.86
16 "	211.81
17 "	211.83
18 "	268.62
19 "	292.68
20 "	332.03
21 "	334.30
22 "	332.77
23 "	327.65
24 "	314.34
25 "	303.82
26 "	299.80
27 "	286.54
28 "	269.52
29 "	268.94
30 "	243.84

(1) 其ノ算定ノ基礎左ノ如シ
母ノ年齢別特殊出生率(昭和十二年)

註(二) 出生率増加ノ見地ヨリスレバ女子結婚適齡ハ滿歲一九・五歳トス。

當金率ヲ設置スル予定ナリ。家族賃銀ノ範圍程度ハ区々ナルモ官吏ヲ除キテハ何レノ國ニ於テモ有配偶ノ故ヲ以テ特別手当ヲ支給スルモノナク、手当ヲ支給スルハ其ノ子女ニ限ラレ、更ニ第二子(佛蘭西)又ハ第三子(獨逸)以降ニ限ルモノモアリ。

参照・經濟學論集第十卷第二号北岡論文、家族手當制度論

(四) 生理學的基礎

日本人女子ノ平均初潮年齡一四・五歳ニ生理的成熟期間四年ヲ加ヘテ一八・五歳ヲ得

註(三)

獨身税トシテハ伊太利ノ制度最モ有名ナリ、同國ニ於テハ一九二六年獨身税ノ名ノ下ニ二十五歳乃至三十五歳ノ獨身男子ニ對シテ獨身税ヲ課スト共ニ獨身男子ノ所得税ニ三五%ノ増徴ヲ行ヘリ。獨身税ノ率ハ年齡ニヨリ異リ、当初ハ二十五歳乃至三十五歳迄年三十五リテ、三十五歳乃至五十歳年五十リテ、六十歳以上年二十五リテナリシガ一九二八年之ヲ倍額ニ増加シタリ。

佛蘭西ニ於テハ三十歳以上ノ獨身者及子ナキモノニ所得税ヲ増徴シタリシガ、一九三九年ノ家族法典ニ依リ之ニ代ルニ家族賠償税 (*Contribution familiale*) ヲ課ス。其ノ納税義務者ハ綜合所得税納付

義務アル獨身者、離婚者及鰥夫ニシテ子ナキモノトシ、税率ハ綜合所得
 税ヲ基準トシテ左表ニ依ル。
 尚結婚後二年ニシテ子ナキモノハ綜合所得ヲ基準トシテ左表ノ通り無子
 税ヲ課徴セラル。

綜合所得	獨身税	無子税	綜合所得	獨身税	無子税
五万法以下	三%	二%	五万—十万	六%	四%
十万—二十万	九%	六%	二十万—三十万	一三%	八%
三十万—五十万	一五%	一〇%	五十万—八十万	一八%	一二%
八十万ヲ超ユル部分	二〇%	一四%			

左ノ者ハ除外ス

- (1) 子アリテ十六歳ニ達シテ死亡シタルモノ
- (2) 四〇%以上ノ廢疾者
- (3) 養子ヲスルモノ

註
(四)

乳幼児ノ死亡率ヲ低下セシメントスル運動中最モ規模ノ大ナルモノハナ
チス獨逸ノ國民福利團(N.S.V.)ノ事業ナルベシ。同團ハ乳児死亡率ヲ
百分ノ四迄低下セシメントヲ目標トシ相談所、巡回指導、産院、母子
保養所、營養配給等凡ユル事業ヲ行ヒ協力者約五十万、其ノ中九十八%
ハ無給ノ有志者ニシテ四十戸ニ付一人ノ部落管理者(Bloch Walter)ヲ
置キ凡テノ妊娠及出産ニツキ訪問婦ヲ派シテ指導ト必要ナル保護ヲ與フ。
一九三七年ニ於ケル其ノ主タル活動状態ヲ示セバ左ノ如シ

○協力者

總數(一九三七年末)

内専門家

國民監護者(男女)

四四二、一三五

人

三五二九

幼稚園及託児所婦

四五七七

青年指導者(男女)

三七五

家庭指導者(男女)

二〇五

家庭世話人(男女)

一八八

看護婦

三三五八

乳児監視婦

四八〇

病人監視者(男女)

二七三

○母子扶助

世話妊婦数

二三九一八七

世話未妊婦数

二一七〇一

世話乳児数

一三三〇三八

○母子保養

一九三七年中保養所ニ送りタル母ノ数

七七、一八九

右ト共ニ送りタル乳児ノ数

六〇三八

○乳幼児保護

託児所、幼稚園預り所（一九三七年末）

全上保護児童数

收穫時託児所、收穫時幼稚園（一九三七年末）

全上保護児童数

○家庭扶助

相談總件数 月平均

内 獨身者

無子ノ夫婦

子一人ノ家庭

子二人ノ家庭

子三人ノ家庭

子四人以上ノ家庭

扶助申込

三四六一

一五五、三九四

四一一一

一一五、三〇七

九七一、七八二

一四八二一

一五、九三四

四五、三一三

四九、五〇六

四三、七九二

五九、九〇三

三五〇、五二六〇

○救助及相談

救助所

会 上 訪 問 者

相 談 所

全 上 訪 問 者

二二九又九

三二七四〇四九

一五〇九

二九九四三七

○食事給與

食事給與児童数

毎月平均

一〇三六五五

○少年保護

少年保養所ニ送リタル数

又三三一五五

次ニ經費ニ依リテ其ノ活動ヲ見ルニ左ノ如シ

一 救助及相談所

二 託児所、幼稚園

三 児童給食

五一四七五九マルク

一〇、四〇五九五九

七七九、四九一

四 妊産婦保護	二、二〇四八三五
五 家計及職業扶助	八八六一四一
六 母ノ保養	一、八七七、二五〇
七 児童保養	四三〇、二六八五八
八 全上キヤンプ	一、九一六、五八九
九 住宅扶助	一、五八五、七八三
一〇 各種經濟的給助	一、九八六、三〇七
一一 團體補助、職員養成其ノ他諸費	五八七七、二七二
一二 少年給與	一、三六三、二〇八

合計

九九、二九八、四五七マルク

尚我國ニ於テ乳幼児保護施設ニヨル乳児死亡率低下ノ实例ヲ見ルニ左ノ如シ

(一) 財團法人大阪乳児保護協會

本協會ハ昭和二年七月創立セラレソノ事業トシテ小児保健所ノ設置並ニ普及、保護医、保護婦ノ養成等ヲ行ヒツツアリ。昭和十三年末ニ於ケル小児保健所數ハ大阪市ニハ、堺市ニ、合計三〇ナリ

大阪府及大阪市ノ累年乳児死亡率（出生百ニ對スル）ヲ見ルニ次ノ如ク漸次低下ノ傾向ヲ辿リツツアリ

		昭和六年	七年	八年	九年	一〇年	一一年	一二年	一三年
大阪府	一四・九	一一・八	一三・三	一二・八	一一・二	一一・四	一〇・六	一〇・七	
大阪市	一五・〇	一一・九	一三・四	一三・一	一一・八		一〇・三	一〇・二	

(二) 財團法人東北更新會—乳幼母妊産婦保護施設

東北更新會ハ昭和十年五月設立セラレ、東北各縣ニ於テ種々ノ社会施設ヲ爲シツツアルガ就中之等各縣ニ於テ教材ヲ指定シ分會ヲ設置シ、

乳幼児妊産婦保護施設トシテ保健婦ヲ置キ村民ノ保健指導ヲナシメ、
 更ニ一部ノ分会ニ於テハ囑託医ヲ置キ乳幼児妊産婦ノ健康指導ニ当ラ
 シメツツアリ

昭和十一年ヨリ引續キ施設セル分会ヲ有スル村ニ就テ最近数年間ノ乳
 児死亡率ヲ見ルニ宮城、岩手、山形、秋田ノ分会ハ施設前ニ比シ相當
 改善セラレタルヲミル

青森縣	岩手縣	福島縣	宮城縣	昭和八年
蕨川村合計	門馬村、内川田村合計	合計	吉田村、八谷村、大鷹沢村、宮乃村合計	九年
一、一、五七	二、一、一八	八、三、九	七、九、九	一〇年
一、三、四九	一、四、三七	一〇、八、五	一〇、二、六	以上三年 年平均
一、二、九三	一、三、三三	九、五、四	六、五、三	一二年
一、二、六八	一、三、二〇	九、四、五	八、二、三	一二年
一、三、六九	一、二、四九	七、八、八	六、六、五	一三年
一、二、八四	七、八、三	九、三、七	七、〇、五	以上三年 年平均
一〇、〇、八	一〇、四、六	九、二、五	三、八、三	
一、二、九七	九、九、五	八、九、一	五、八、八	

秋田縣	山形縣
合 計	湯田川村、豊田村、 醍醐村 合 計
矢島村、南内越村、 川西村、 真中村	
一三、六〇	一八、七二
一四、七四	一六、一七
一、一〇九	一三、八七
一三、二〇	一六、三二
一〇、〇〇	一五、五五
九、四三	一、一〇
一〇、八六	三、三一
一〇、〇二	一、三三

註(五)

目下島根縣ニ於テ計畫中ノ(一)社會保健婦養成所設置、(二)高等女學校ニ於ケル保健科ノ設置及(三)縣下厚生機構ノ確立ハ、死亡率、就中乳幼児死亡率低下策トシテ、人口政策上概不適切ナリト認メラルルヲ以テ一事例トシテ其ノ概要ヲ掲グレバ以下、如シ。

(一)島根縣社會保健婦養成所ノ設置

島根縣社會事業協會、財團 恩賜 軍人援護會 島根縣支部、及愛國婦人會 島根縣支部ヲ以テ經營主体トシ、縣下高等女學校ニ島根縣社會保健婦養成所ヲ附設シ、本科及速成科ノ二部ニ分テ、前者ニ於テハ女子中

等学校卒業者ヲ一箇年養成シ将来産婆及看護婦ノ免状ヲ獲得シ、且
社会保健婦ノ資格ヲ與ヘ島根縣ニ於テ保健状態ノ改善ニ當ラシメ、
後者ニ於テハ、高等小学校卒業以上ノ学力ヲ有スルモノヲ收容シ、
農閑期ニ於テ二週間宛年三回之ヲ開設シ、之ニ社会保健婦並ニ保育
所保母ノ業務ノ概念ヲ與ヘ、社会保健婦ノ補助者又ハ季節保育所ノ
主任保母タラシメントス。本科修了者ニハ社会保健婦ノ資格ヲ與ヘ
縣内ノ發育村、衛生指定村、國民健康保健組合、診療所、隣保館及
学校、市町村等ニ有給配置ス。

第一期養成定員本科六十名、一養成所當二十名、速成科百八十名、
一養成所當一回二十名ノ見込。尚養成所ニハ母子寮及常設保育所ヲ
附設スル見込。

(二) 高等女学校ニ於ケル保健科ノ設置

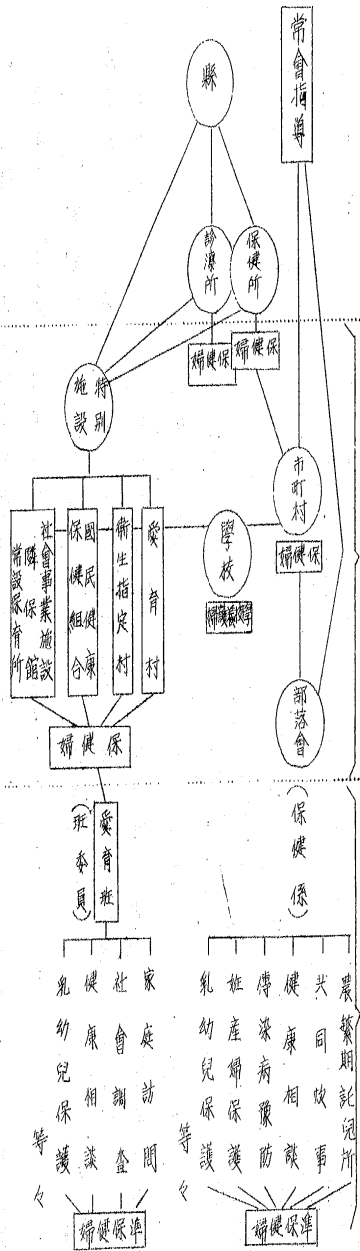
当縣高等女学校ノ第三学年及第四学年ニ加設科目トシテ保健科ヲ設
置シ、学則ニ規定シテ正科トシテ取扱フ。

生徒ヲレテ卒業後ハ社会補健補ノ補助又ハ社会保健補ニ準ズル者等
 節託見所ノ主任保母トシテ活動スルニ十分ナル実カヲ附與シ以テ其
 ノ需要ニ應ゼントス。

(三) 島根縣厚生機構ノ確立

縣民ノ保健衛生状態ノ革新ヲ期セシメハ医療機關其ノ他保健衛生施
 設ノ拡充ヲ図ルヲ以テ定レリトセズ、縣民自體ノ自覺ヲ促シ保母相
 助ノ精神ヲ涵養シテ生活協同ノ實ヲ擧グルヲ最モ緊要トスルコト
 ニ鑑ミ、常会制度ヲ基礎トシテ厚生機構ヲ確立シ(一)及(二)項ニヨル社
 會保健補及之ニ準ズルモノヲ以テ活動ノ中心トナサントス。其ノ機
 構ノ大要ヲ図示スレバ左ノ如シ。

市町村厚生機構



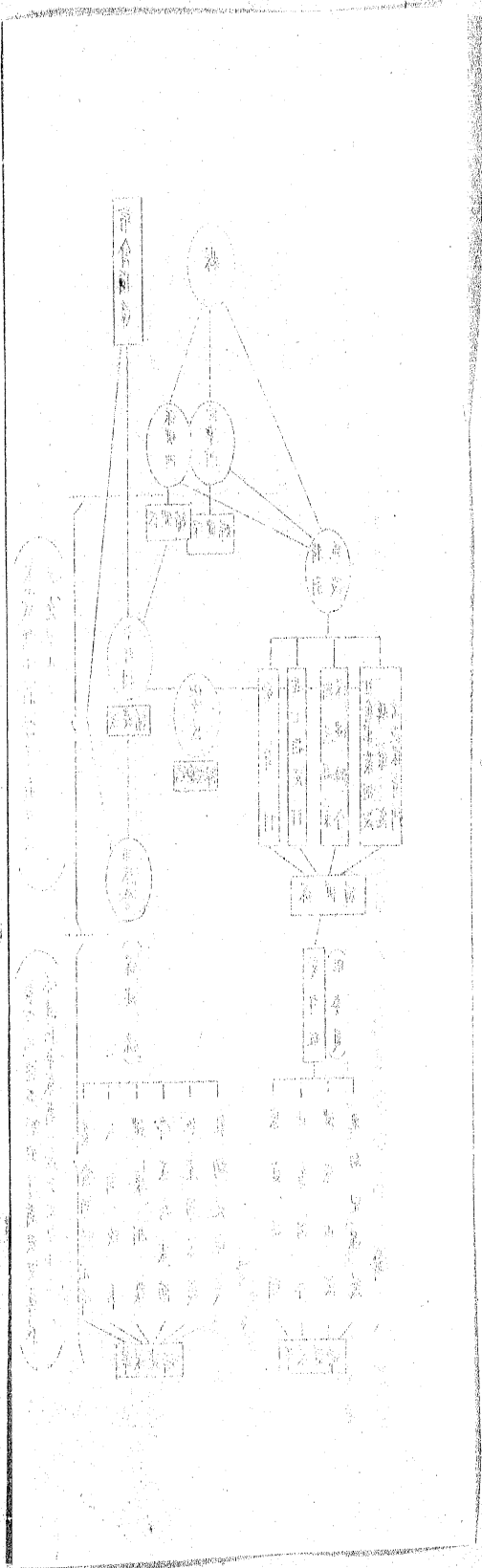
養成所本科修了者ヲ以テ充ツルモノ

養成所速成科修了者及女學校保健科卒業者ヲ以テ充ツルモノ

増加率ハ全國ニ比シテ著シク低ク、中ニハ大阪市、神戸市等ノ如キ増
 殖カヲ全ク喪失シ外部ヨリノ人口ノ補給ニヨリテ存續シ拡充シツツア
 ルノ状態ヲ示セルモノアリ。

ナルモノ經著シキヲ以テ通例トス。而シテ都市ノ人口構成ヲ見ルニ農
 村ヨリ受容シタル一五歳乃至三五歳ノ青壯年人口ノ割合多ク若幼年人
 口ノ割合少キヲ以テ普通出生率ハ其ノ眞ノ出生率ニ比シテ過大ニ表現
 セラレ死亡率ハ其ノ眞ノ死亡率ニ對シテ過少ニ表現セラルルヲ常トス。反
 之老幼年人口ノ割合多キ農村ニ於テハ出生率ハ過少ニ死亡率ハ過大ニ
 表現セラルル傾向アリ。從ツテ都鄙ノ普通出生率死亡率ヲ以テソノ各
 々ノ人口増殖力ヲ測定スルハ困難ニシテ特殊ノ方法ヲ用ヒテ此ノ都鄙
 年齢構成ノ差異ヲ除去セザルベカラズ。
 今、朝鮮京城大學教授水島治夫醫學博士ノ調査ニカカル此ノ種計算ノ
 結果ノ一例ヲ示セバ左表ノ如ク、大都會ノ増殖力即ち眞ノ人口自然
 増加率ハ全國ニ比シテ著シク低ク、中ニハ大阪市、神戸市等ノ如キ増
 殖力ヲ全ク喪失シ外部ヨリノ人口ノ補給ニヨリテ存續シ拡充シツツア
 ルノ状態ヲ示セルモノアリ。

一般ニ都市ハ農村ニ比シテ出生率高ク、死亡率低ク、之ニ反シテ死亡率高ク、從
 ツテ人口増殖力著シク微弱ナルヲ特色トス。此ノ傾向ハ都市ノ規模大



内地十大都市の人口動態（昭和五年） 水島治夫博士算定

（人口一〇〇〇〇付）

	東京	大阪	京都	名古屋	横浜	神戸	全国
粗出生率	二三・三九	二四・八九	二四・五二	三一・一五	二八・四八	二五・〇四	二二・三五
眞の出生率	二二・一九	二二・七二	二二・五四	二九・五七	二六・九六	二二・三五	二四・〇九
粗死亡率	一三・〇一	一五・三八	一六・二八	一六・六九	一五・六三	一六・七二	一八・二七
眞の死亡率	二〇・一七	二二・五九	二二・三五	二二・〇九	二〇・七〇	二三・九二	一八・六九
粗自然増加率	一〇・三八	九・五一	八・三三	一四・四八	一一・三五	八・三二	一四・二八
眞の自然増加率	二・〇二	(一)一・八七	〇・二九	八・四八	六・二六	(一)三・七七	一五・四〇
一人の女（配偶の有無を問はず） が生涯に生む娘の数	一・〇六	〇・九五	一・〇一	一・二八	一・三一	〇・九三	一・五八
同上 子の数	二・二〇	一九・八	二・〇八	二・五四	二・四八	一・八九	三・二四
(男十女)							

（眞の動態率は安定人口法に依る）

